

訳注大越史記全書（2）巻首

平 塚 順 良

（受付 2021 年 10 月 19 日）

【原文 1】

反刻『大越史記全書』凡例①

一，安南國之史，莫備於此書，所以有全書之名也。客歲七月，我參謀本部將校奉命赴其國，知河内府事阮有度贈以此書。攜歸示諸余，遂有反刻之舉。

一，此書，原本磨滅錯簡頗多，其不可考者，悉以口填之。

一，黎太祖紀，原係史官吳士連所編。及大學士范公著撰「續編」，併諸「本紀全書」。其後黎僖等又追加「續編」，遂收入「實錄」。今從黎本。

一，「本紀實錄」黎太宗紀以下，失編者名。蓋范公著採拾前史散佚以爲全書者。

明治十七年冬十月 引田利章識

【和訳 1】

翻刻『大越史記全書』凡例①

一，ベトナムの歴史で、この書物より完備しているものはない。だから書名を全書という。去年の七月、我々の参謀本部の将校が、命令を受けてベトナムへ赴いた。その際、河内府知事の阮有度がこの書物を贈呈した。将校はこれを携えて帰国するとわたしに見せた。それで翻刻することになった。

一，この書物は、原本の磨滅・錯簡がはなはだしく、その校訂の及ばない部分については、すべて□によって表示した。

一，黎太祖紀は、もともと史官の吳士連が編纂したものである。大学士の范公著が「続編」を撰述した際に、これを「本紀全書」の中に加えた。その後、黎僖らが再び「続編」を追加した際、「本紀実録」の中に収録した。今回は黎僖らの体裁に従うこととする。

一，「本紀実録」の黎太宗紀以降の部分には、編者の名前が示されていない。思うに范公著が、先行する史書では脱落していた部分を収録して完全な書物にしたのだろう。

明治十七年【1884】冬十月、引田利章しるす

【注1】

①凡例 陳本は、『大越史記全書』引田利章・1885年から、この凡例を採録する。孫本はこの凡例を採録しない。

【原文2】

纂修『大越史記全書』凡例

一、是書之作、本黎文休・潘孚先『大越史記』二書、參以北史・野史・傳志諸本、及所傳授見聞、考校編輯爲之。其記始於吳王者、王我越人、當南北分爭之時、能撥亂興邦、以繼雄王・趙武之統故也（今依武瓊所述著「本紀全書」、始自丁先皇、以明其大一統也）。

一、歷代帝王在位久近、前帝・前王於某年創業、以是年爲在位之首年。至某年崩薨・禪讓或弑、後帝・後王即位改元、則是年猶爲前帝・前王在位之末年。其或崩薨・禪讓在某年之春夏、則是年爲後帝・後王在位之首年。而春夏之月、爲前帝・前王之奇零月。如崩薨・禪讓在歲終、逆數在位之年、猶有不盡之月、亦爲奇零月。至若楊日禮僭位、雖已逾年、然陳家曆數猶相接。故以前年屬裕宗、後年屬藝宗、而通計焉（附錄日禮）。

一、涇陽王爲大越始封之王、與帝宜同時①。故紀元與帝宜初年同。

一、「外紀」所載、本之野史、其甚怪誕者、削之不錄。雄王以上無年表者、世主傳序不可得而知也。或云十八世、恐未必然。

一、「趙紀」當北朝漢高・惠・文・景之世、以建亥爲歲首者、庶考之朱子『綱目』、不爲謬矣。

一、每年甲子之下分註②、止書歷代繼正統者、其餘列國不書、無接我也。如吳・魏・南漢事有接我、則書某主。

一、凡紀本事而涉前後事、本事大書、前後事分註③、庶得互見無遺。

一、北朝歷代主皆書帝、以與我各帝一方也。

一、凡我越人憤北人侵暴、因人心甚惡、攻殺郡守以自立、皆書起兵稱國。不幸而敗亡者、亦書起兵以予之。

一、土王之時、雖有守任、然王以諸侯當國、國人皆呼爲王、守任徒皆虛設。而王之貴重威服百蠻、不下趙武、後代追封王爵、故表而出之、與諸王同。

一、前後李南帝、乃當時稱號、非眞卽皇帝位。故生則書帝、沒則書薨、從諸侯例。

一、趙越王時、李天寶雖稱王立國、然其迹微、國統已屬趙王、故附錄于「趙紀」。

一、布蓋王豪富勇力、亦一時之雄。然乘亂用杜英翰計、圍都護府。守任官病死、乃入居府治、未正位號、尋沒。其子始尊以王爵、故微之也。

一、北人守任有政蹟者、必書好善惡惡、人心所同、天下之公也。

一、十二使君乘時無主、各據地自守、莫能相統。然吳昌熾以正統書吳氏之後也。

- 一、楊三哥・前後胡、皆以王莽篡例書名者、沮僭竊也。
- 一、黎大行雖承正統、然衛王璿猶在、紀元分註④、如宋太祖之於周鄭王也。
- 一、黎中宗即位三日而遇害、雖未逾年、然諸王爭立凡八月、實中宗嗣位之年。故書之爲君、以正臥朝篡弑之罪、而以嗣位一年數焉。
- 一、衛王・靈德、前已即帝位、後降王爵、從史法書曰廢帝。
- 一、簡定即位建元在丁亥年十月、而稱一年者、尊正統黜僭偽、與紹慶元年同。
- 一、陳末二胡之後、明人併據凡二十年、止以四年屬明者、蓋癸巳以前、簡定・重光猶係陳緒。戊戌以後、我朝太祖高皇已起義兵、故不以屬明書、正國統也。
- 一、人名・地名有考據、分註其下⑤、無則闕之。
- 一、凡書日、舊史甲子有闕、依日次書之。
- 一、凡正誤、必分註所由⑥、庶無惑於舊史。間猶謬誤、知者幸正之。

【和訳2】

『大越史記全書』を編纂するに当たっての凡例

一、この書物は、黎文休『大越史記』・潘孚先『大越史記』の二書に基づき、また北朝中国の史書・野史・伝記などの諸本、および伝承・見聞をも参考にして、校正編輯した。この記録が呉王から始まるのは、我ら越人の上に国王として君臨し、南北紛争の時代にあつて、混乱を収束させて建国し、これによって雄王・趙武帝の天下をよく継承したからである（とはいえ、武瓊の「本紀全書」に従い、丁先皇から説き始めることによって、その全土統一を明確にすることとする）。

一、歴代帝王の在位の前後について、前帝・前王が某年に建国すれば、その年を在位の元年とする。そして某年に至つて死亡・禪讓あるいは殺害されて、後帝・後王が即位し改元したとしても、その年はなお前帝・前王が在位していた最後の年にもあたる。かりに死亡・禪讓したのが某年の春夏であるとすれば、その年は後帝・後王の在位元年となる。しかし春夏の月は、前帝・前王の一年には満たない端数の月ともなる。またたとえば死亡・禪讓が年末に起こつたとしても、その在位の年数を逆算していくと、なお数か月の在位期間が不足する場合がある、これもまた一年に満たない端数の月である。楊日礼が皇帝を僭称した例などは、一年を越えるとはいえ、陳家の年号は切れ目なく続いている。そこで前年を裕宗の年号とし、後年を芸宗の年号として計算する（楊日礼を附録する）。

一、涇陽王は、大越の地で王位を授けられた初めての人物であり、帝宜と同時代である①。そこで涇陽王の元年は、帝宜の元年と同じとする。

一、「外紀」の記録は、野史に基づいており、その中のあまりにも荒唐無稽な話は、削除して収録しなかった。年表が存在しない雄王以前の部分は、国君の相伝を知ることができない。

あるいは十八世ともいうが、そうでないかもしれない。

一、「趙紀」は、北朝中国では前漢の高祖・恵帝・文帝・景帝の時代に相当し、夏暦の十月を一年のはじまりとする。この点については、朱熹の『資治通鑑綱目』を参考にして、誤らないようにして欲しい。

一、毎年の干支を示した下に割注をつけ②、中国歴代の正統継承者のみを記載し、その他の列国については明記しない。我ら大越に関連しないからである。呉・魏・南漢の事柄で、我ら大越に関連するような場合は、某主として記載する。

一、およそ主題について述べて、その前後の事柄にも話題が及べば、主題を正文として、前後の事柄は割注で示すこととする③。これを互いに参照して不足がないようにして欲しい。

一、北朝中国の歴代君主をみな帝と記載するのは、我が大越とともにそれぞれの持ち場で皇帝として君臨したからである。

一、我々越人が、北人の侵略に憤り、北人を憎む心がついたために、郡守を襲って殺害し自立した場合、すべて「挙兵して国を名乗った」と記録する。不幸にも敗北した場合には、また「挙兵するもこれに譲った」と記録する。

一、土王の時代には、守任の制度が存在したけれども、土王は諸侯の身分によって国事に当たり、越人はみな国王とみなしており、守任の設置は形骸化していた。そして土王の威厳が幾多の民族を服従させたことは、趙武帝にも引けを取らず、後世に王爵を追封された。そこで王と表現することとし、諸王と同じ扱いとする。

一、前李南帝と後李南帝とは、つまりは当時の称号であって、本当に皇帝の位に即いたのではない。そこで存命中は皇帝として記述するが、その死については「薨じた」と表現し、諸侯として扱う。

一、趙越王の時代には、李天宝が王を自称して建国したが、その事績は微々たるもので、王権はすでに趙越王に継承されていた。そこで趙紀に附録することとする。

一、布蓋王は財産と権勢を有し、勇気と腕力にあふれた一時代の英雄であった。そして混乱に乗じて、杜英翰の献策を聞き入れて都護府を包囲した。守任官が病死したので、乗りこんで都護府の役所を占拠したが、まだ正式に王位に即かないまま、死亡してしまった。その息子の代になってようやく王爵にまつりあげられた。そこで王爵を無きものとする。

一、北人の守任で政治上の功績がある者は、必ず善いことは善いこととして悪いことは悪いこととして、人類であれば同様に考えるところの、天下の共通見解を記す。

一、十二使君は時勢に乗じて君主を仰がず、各自割拠して自衛し、彼らを統率できる者はいなかった。そこで呉昌熾を正統ということにして呉氏の後に記す。

一、楊三哥・前胡氏・後胡氏は、みな王莽の篡奪の例に照らしてその名前によって記すことで、彼らの僭称を批判する。

一、黎大行は正統を継ぐ者であるが、衛王璿がまだ帝位に在った年については、黎大行の年号を割注で示す④。これは宋の太祖と、周の鄭王の関係と同様である。

一、黎中宗は即位して三日で殺害され、その在位期間は年を跨がなかったが、諸王が帝位を争奪した八カ月は、実際には中宗が帝位を継いだ年の出来事なのである。そこで中宗を君主とみなすことで、臥朝による弑逆・篡奪の罪を糾弾し、中宗の在位を一年と数える。

一、衛王・靈徳は、帝位に即いたが、後には王爵へ降格となった。史書の通例に従い廢帝と記す。

一、簡定が即位して元号を定めたのは、丁亥【1407】十月のことであった。しかしこれを一年のこととして扱うのは、正統を尊重し僭称を批判するためである。紹慶元年と同様である。

一、陳末の胡氏二代の後、明人が我が国を併呑することは、合計二十年に及んだ。それをただ四年間のみ明朝に服属したとするのは、このように考えるからである。癸巳【1413】以前は、簡定帝・重光帝ら陳末の時期に当たり、戊戌【1418】以後は、我が王朝の太祖高皇帝がすでに義兵を起こしていた。これらの時期を明朝に服属したと記さないことで、正当な王権の所在を主張するのである。

一、人名・地名について根拠のあるものは、その下に割注で示し⑤、根拠の無いものは割注をつけない。

一、日にちを記す際に、先行する史書に干支の記載がない場合、日数を勘案して記載した。

一、正誤については、必ず根拠を割注で示した⑥。先行する史書に惑わされないようにして欲しい。所々なお誤謬があるかも知れず、博雅の指正を乞う。

【注2】

①帝宜 『周易正義』繫辭下の疏に「『帝王世紀』云、炎帝神農氏…在位一百二十年而崩。納奔水氏女曰聽談，生帝臨魁，次帝承，次帝明，次帝直（『帝王世紀』に云わく、炎帝神農氏…位に在ること一百二十年にして崩ず。奔水氏の女 聽談と曰うを納れ，帝臨魁を生む，次で帝承，次で帝明，次で帝直）」とあり，帝宜ではなく帝直とする。元・陳桎『通鑑統編』巻一は帝宜につくる。

②分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分注につくる。

③分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分注につくる。

④分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分注につくる。

⑤分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分注につくる。

⑥分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分注につくる。

【原文3】

「續編」凡例

一、「外紀全書」自鴻龐氏至吳使君，舊史編爲一集，并「本紀全書」自李太祖至昭皇編爲一集，自陳太宗至明宗編爲一集，陳憲宗至重光帝編爲一集，及「本紀實錄」，國朝聖宗淳皇帝備載爲一集。茲以其刪繁，每一集分爲上下二集，以便觀覽。

一，恭皇爲權臣莫登庸篡弒，自丁亥至壬辰凡六年，無有位號，則以次年紀之^①。其莫僭則兩行分註於次年之下^②，以尊正統，沮僭竊也。

一，莊宗自癸巳年起義，卽位于行在萬賴冊，雖未混一中原，亦以正統書之，明其爲帝胄承大統也。

一，中宗・英宗起義卽位，竝以繼統書之^③，明國緒相傳也。

一，神宗在位二十五年，書爲神宗上。其遜位六年，書在眞宗紀。又復帝位十三年，書爲神宗下。

凡例畢。

【和訳3】

「続編」凡例

一、「外紀全書」は、鴻龐氏から吳使君までの古史を編纂して一集にまとめたものである。また「本紀全書」については、李太祖から昭皇までを編纂して一集にまとめ、陳太宗から明宗までを編纂して一集にまとめ、陳憲宗から重光帝までを編纂して一集にまとめている。そして「本紀実録」では、本朝の聖宗淳皇帝について詳しく記録して一集にまとめている。その冗長に過ぎるのを改めるため、一集をそれぞれ上下二集に分割して、閲覧に便利であるようにした。

一、恭皇は、権臣莫登庸による弒逆をうけて、その帝位を篡奪された。これによって丁亥〔1527〕から壬辰〔1532〕までの六年間は、在位の者が存在しない。そこで干支を配列して記録する^①。莫氏の僭称した年号については、配列した干支の下に割注で示し^②、これにより正統を尊重し僭称を批判する。

一、莊宗は癸巳〔1533〕に正義のため蜂起し、行在所の萬賴冊において卽位した。まだ中央部を統一していなかったとはいえ、これもまた正統として記録する。莊宗は皇族であり、帝業を継承したことを明示するのである。

一、中宗・英宗の正義の蜂起そして卽位は、どちらも帝位の継承者として記録し^③、国初の相伝を明確に示す。

一、神宗の在位二十五年間は、神宗上に記録する。その讓位六年間は、眞宗の本紀に記録した。さらに帝位に復歸した十三年間は、神宗下に記録する。

凡例終わり。

【注3】

- ①次年 越本1は theo thứ tự năm mà chép と訳し、越本2は lấy thứ tự năm mà chép と訳すので、どちらも「年の順序に従って記録する」と理解している。この解釈に従い、次年を「干支を配列する」として訳出する。
- ②分註 陳本・正和本は分註につくる。孫本は分註につくる。
- ③竝 陳本は茲につくる。正和本・孫本は並につくる。正和本に従った上で、正字に改め竝とする。

【原文4】

『大越史記』紀年目録

外紀

卷之一

鴻龐氏紀（起壬戌至癸卯，凡二千六百二十二年）

涇陽王

貉龍君

雄王（凡十八世皆號雄王）

後王

蜀氏紀（起甲辰至癸巳，凡五十年）

安陽王

卷之二

趙氏紀（起甲午至庚午，凡九十七年）

武帝（在位七十一年）

文王（在位十二年）

明王（在位十二年）

哀王（在位一年）

術陽王（在位一年）

卷之三

屬西漢紀（起辛未至己亥，凡一百四十九年）

徵女王紀（起庚子至壬寅，凡三年）

徵王（在位三年）

屬東漢紀（起癸卯至丙寅，凡一百四十四年）①

土王紀（起丁卯至丙午，凡四十年）

土王（在位四十年）

卷之四

屬吳晉宋齊梁紀（起丁未至庚申，凡三百十四年）② 附趙嫗

前李紀（起辛酉至丁卯，凡七年）

前李南帝（在位七年，紀元者一）

天德（凡七）

趙越王紀（起戊辰至庚寅，凡二十三年）附桃郎王

趙越王（在位二十三年）

後李紀（起辛卯至壬戌，凡三十二年）

後李南帝（在位三十二年）

卷之五

屬隋唐紀（起癸亥至丙寅，凡三百四年）附黑都帝君

南北分爭紀（起丁卯至戊戌，凡三十二年）

曲節度（父子共十四年）

楊正公（在位八年）

吳氏紀（起己亥至丁卯，凡二十九年）

前吳王（在位六年） 楊三哥（篡位六年）

後吳王（在位十五年） 附天策王

吳使君（凡二年） 附各使君

本紀

卷之一

丁紀（起戊辰至庚辰，凡十三年）

先皇（在位十二年，紀元者一）③

太平（凡十二）

廢帝（在位一年，仍太平年號）

黎紀（起辛巳至己酉，凡二十九年）

大行皇帝（在位二十四年，紀元者三）

天福（凡八） 興統（凡四）

應天（凡十二）

中宗皇帝（在位一年，仍應天年號）

臥朝皇帝（在位四年，紀元者一）

景瑞（凡四）

卷之二

- 李紀（起庚戌至乙酉，凡二百十六年）
太祖皇帝（在位十八年，紀元者一）
順天（凡十八）
太宗皇帝（在位二十七年，紀元者六）
天成（凡七） 通瑞（凡四）
乾符有道（凡四） 明道（凡二）
天感聖武（凡五） 崇興大寶（凡五）

卷之三

- 聖宗皇帝（在位十七年，紀元者五）
龍瑞太平（凡四） 彰聖嘉慶（凡七）
龍章天嗣（凡三） 天貺寶象（凡一）
神武（凡二）
仁宗皇帝（在位五十六年，紀元者八）
太寧（凡四） 英武昭勝（凡九）
廣祐（凡七） 會符（凡九）
龍符（凡九） 會祥大慶（凡十）
天符睿武（凡七） 天符慶壽（凡一）
神宗皇帝（在位十一年，紀元者二）
天順（凡六） 天彰寶嗣（凡五）

卷之四

- 英宗皇帝（在位三十七年，紀元者四）
紹明（凡二） 大定（凡二十二）
政龍寶應（凡十二） 感天至應（凡一）
高宗皇帝（在位三十五年，紀元者四）
貞符（凡十一） 天資嘉瑞（凡十六）
天嘉寶祐（凡三） 治平龍應（凡五）
惠宗皇帝（在位十四年，紀元者二）
建嘉（凡十四） 天章有道（凡一）
昭皇（在位一年，仍天章有道號）

卷之五

- 陳紀（起丙戌至己卯，凡一百七十四年）④
太宗皇帝⑤（在位三十二年，紀元者三）

建中（凡六） 天應政治（凡十九）

元豐（凡七）

聖宗皇帝⑥（在位二十一年，紀元者二）

紹隆（凡十五） 寶符（凡六）

仁宗皇帝⑦（在位十四年，紀元者二）

紹寶（凡六） 重興（凡八）

卷之六

英宗皇帝⑧（在位二十一年，紀元者一）

興隆（凡二十一）

明宗皇帝⑨（在位十五年，紀元者二）

太慶（凡九） 開泰（凡六）

卷之七

憲宗皇帝⑩（在位十二年，紀元者一）

開祐（凡十二）

裕宗皇帝⑪（在位二十八年，紀元者二）附楊日禮（六月以後）

紹豐（凡十六） 大治（凡十二）

藝宗皇帝⑫（在位三年，紀元者一）附楊日禮（十月以前）

紹慶（凡三）

睿宗皇帝⑬（在位四年，紀元者一）

隆慶（凡四）

卷之八

廢帝（在位十二年，紀元者一）

昌符（凡十二）

順宗皇帝⑭（在位九年，紀元者一）

光泰（凡九）

少帝（在位二年，紀元者一）

建新（凡二）

附胡季犛（聖元一年）胡漢蒼（紹成五年・開大一年）

卷之九

後陳紀（起丁亥至癸巳，凡七年）

簡定帝（在位二年，紀元者一）

興慶（凡二）

重光帝（在位五年，紀元者一）

重光 (凡五)

屬明紀 (起甲午至丁酉, 凡四年)

卷之十

黎皇朝紀

太祖高皇帝 (起義十年, 在位六年, 通計十六年, 紀元者一)

順天 (凡六)⑤

卷之十一

太宗文皇帝 (在位九年, 紀元者二)

紹平 (凡七) 大寶 (凡二)

仁宗宣皇帝 (在位十七年, 紀元者二)

太和 (凡十一) 延寧 (凡六)

卷之十二

聖宗淳皇帝上 (在位三十八年, 紀元者二)

光順 (凡十) 洪德 (凡三)

卷之十三

聖宗淳皇帝下

洪德 (凡二十五)

卷之十四

憲宗睿皇帝 (在位七年, 紀元者一)

景統 (凡七)

肅宗欽皇帝 (在位一年, 紀元者一)

泰貞 (凡一)

威穆帝 (在位五年, 紀元者一)

端慶 (凡五)

卷之十五

襄翼帝 (在位七年, 紀元者一)

洪順 (凡七)

陀陽王 (在位六年, 紀元者一)

光紹 (凡六)

恭皇 (在位五年, 紀元者一)

統元 (凡五)

附莫登庸 (明德三年) 登瀛 (大正三年)

卷之十六

莊宗裕皇帝（在位十六年，紀元者一）

元和（凡十六）

附登瀛（大正八年）福海（廣和六年）福源（永定一年・景曆一年）^⑩

中宗武皇帝（在位八年，紀元者一）

順平（凡八）

附莫福源（景曆五年・光寶三年）

英宗峻皇帝（在位十六年，紀元者三）

天祐（凡一） 正治（凡十四）

洪福（凡一）

附莫福源（光寶五年）茂洽（淳福五年・崇康六年）

卷之十七

世宗毅皇帝（在位二十七年，紀元者二）

嘉泰（凡五） 光興（凡二十二）

附莫茂洽（崇康六年・延成七年・端泰二年・興治三年・洪寧二年）

卷之十八

敬宗惠皇帝（在位十九年，紀元者二）

慎德（凡一） 弘定（凡十八）

神宗淵皇帝上（在位二十五年，傳位太子，紀元者三）

永祚（凡十） 德隆（凡七）

陽和（凡八）

眞宗順皇帝（在位七年，紀元者一）

福泰（凡七）

神宗淵皇帝下（復帝位十七年，紀元者四）

慶德（凡五） 盛德（凡六）

永壽（凡五） 萬慶（凡一）

卷之十九

玄宗穆皇帝（在位九年，紀元者一）

景治（凡九）

嘉宗美皇帝（在位四年，紀元者二）

陽德（凡三） 德元（凡一）

皇黎朝萬萬世^⑪

【和訳4】

『大越史記』年数の目録

外紀

第1巻

鴻臚氏の時代（壬戌から癸卯まで、合計2622年）

涇陽王

貉龍君

雄王（合計18代、みな雄王を名乗った）

後王

蜀氏の時代（甲辰から癸巳まで、合計50年）

安陽王

第2巻

趙氏の時代（甲午から庚午まで、合計97年）

武帝（在位71年）

文王（在位12年）

明王（在位12年）

哀王（在位1年）

術陽王（在位1年）

第3巻

西漢に服属した時代（辛未から己亥まで、合計149年）

徽女王の時代（庚子から壬寅まで、合計3年）

徽王（在位3年）

東漢に服属した時代（癸卯から丙寅まで、合計144年）①

士王の時代（丁卯から丙午まで、合計40年）

士王（在位40年）

第4巻

呉・晋・宋・齊・梁に服属した時代（丁未から庚申まで、合計314年）② 趙嫗を附録する

前李の時代（辛酉から丁卯まで、合計7年）

前李南帝（在位7年、年号は1つ）

天徳（合計7年）

趙越王の時代（戊辰から庚寅まで、合計23年）桃郎王を附録する

趙越王（在位23年）

後李の時代（辛卯から壬戌まで、合計32年）

後李南帝（在位32年）

第5巻

隋・唐に服属した時代（癸亥から丙寅まで、合計304年）黒都帝君を附録する

南北紛争の時代（丁卯から戊戌まで、合計32年）

曲節度（親子で合計14年）

楊正公（在位8年）

呉氏の時代（己亥から丁卯まで、合計29年）

前呉王（在位6年） 楊三哥（帝位を奪うこと6年）

後呉王（在位15年） 天策王を附録する

呉使君（合計2年） 使君たちを附録する

本紀

第1巻

丁の時代（戊辰から庚辰まで、合計13年）

先皇（在位12年、年号は1つ）^③

太平（合計12年）

廢帝（在位1年、太平の年号を用いた）

黎の時代（辛巳から己酉まで、合計29年）

大行皇帝（在位24年、年号は3つ）

天福（合計8年） 興統（合計4年）

応天（合計12年）

中宗皇帝（在位1年、応天の年号を用いた）

臥朝皇帝（在位4年、年号は1つ）

景瑞（合計4年）

第2巻

李の時代（庚戌から乙酉まで、合計216年）

太祖皇帝（在位18年、年号は1つ）

順天（合計18年）

太宗皇帝（在位27年、年号は6つ）

天成（合計7年） 通瑞（合計4年）

乾符有道（合計4年） 明道（合計2年）

天感聖武（合計5年） 崇興大宝（合計5年）

第3巻

聖宗皇帝（在位17年、年号は5つ）

龍瑞太平（合計4年） 彰聖嘉慶（合計7年）
龍章天嗣（合計3年） 天貺宝象（合計1年）
神武（合計2年）

仁宗皇帝（在位56年，年号は8つ）

太寧（合計4年） 英武昭勝（合計9年）
広祐（合計7年） 会符（合計9年）
龍符（合計9年） 会祥大慶（合計10年）
天符睿武（合計7年） 天符慶寿（合計1年）

神宗皇帝（在位11年，年号は2つ）

天順（合計6年） 天彰宝嗣（合計5年）

第4巻

英宗皇帝（在位37年，年号は4つ）

紹明（合計2年） 大定（合計22年）
政龍宝応（合計12年） 感天至応（合計1年）
高宗皇帝（在位35年，年号は4つ）
貞符（合計11年） 天資嘉瑞（合計16年）
天嘉宝祐（合計3年） 治平龍応（合計5年）

惠宗皇帝（在位14年，年号は2つ）

建嘉（合計14年） 天章有道（合計1年）
昭皇（在位1年，天章有道の年号を用いた）

第5巻

陳の時代（丙戌から己卯まで，合計174年）④

太宗皇帝⑤（在位32年，年号は3つ）

建中（合計6年） 天応政治（合計19年）
元豊（合計7年）

聖宗皇帝⑥（在位21年，年号は2つ）

紹隆（合計15年） 宝符（合計6年）

仁宗皇帝⑦（在位14年，年号は2つ）

紹宝（合計6年） 重興（合計8年）

第6巻

英宗皇帝⑧（在位21年，年号は1つ）

興隆（合計21年）

明宗皇帝⑨（在位15年，年号は2つ）

太慶（合計9年） 開泰（合計6年）

第7巻

憲宗皇帝^⑩（在位12年，年号は1つ）

開祐（合計12年）

裕宗皇帝^⑪（在位28年，年号は2つ）楊日礼を附録する（大治12年6月以後）

紹豊（合計16年） 大治（合計12年）

芸宗皇帝^⑫（在位3年，年号は1つ）楊日礼を附録する（紹慶元年10月以前）

紹慶（合計3年）

睿宗皇帝^⑬（在位4年，年号は1つ）

隆慶（合計4年）

第8巻

廢帝（在位12年，年号は1つ）

昌符（合計12年）

順宗皇帝^⑭（在位9年，年号は1つ）

光泰（合計9年）

少帝（在位2年，年号は1つ）

建新（合計2年）

胡季犛（聖元1年）胡漢蒼（紹成5年・開大1年）を附録する

第9巻

後陳の時代（丁亥から癸巳まで，合計7年）

簡定帝（在位2年，年号は1つ）

興慶（合計2年）

重光帝（在位5年，年号は1つ）

重光（合計5年）

明に服属した時代（甲午から丁酉まで，合計4年）

第10巻

黎皇朝の時代

太祖高皇帝（拳兵10年，在位6年，合計16年，年号は1つ）

順天（合計6年）^⑮

第11巻

太宗文皇帝（在位9年，年号は2つ）

紹平（合計7年） 大宝（合計2年）

仁宗宣皇帝（在位17年，年号は2つ）

太和（合計11年） 延寧（合計6年）

第12巻

聖宗淳皇帝の上（在位38年，年号は2つ）

光順（合計10年） 洪徳（合計3年）

第13巻

聖宗淳皇帝の下

洪徳（合計25年）

第14巻

憲宗睿皇帝（在位7年，年号は1つ）

景統（合計7年）

肅宗欽皇帝（在位1年，年号は1つ）

泰貞（合計1年）

威穆帝（在位5年，年号は1つ）

端慶（合計5年）

第15巻

襄翼帝（在位7年，年号は1つ）

洪順（合計7年）

陀陽王（在位6年，年号は1つ）

光紹（合計6年）

恭皇（在位5年，年号は1つ）

統元（合計5年）

莫登庸（明德3年）莫登瀛（大正3年）を附録する

第16巻

莊宗裕皇帝（在位16年，年号は1つ）

元和（合計16年）

莫登瀛（大正8年）莫福海（広和6年）莫福源（永定1年・景暦1年）を附録する^⑩

中宗武皇帝（在位8年，年号は1つ）

順平（合計8年）

莫福源（景暦5年・光宝3年）を附録する

英宗峻皇帝（在位16年，年号は3つ）

天祐（合計1年） 正治（合計14年）

洪福（合計1年）

莫福源（光宝5年）莫茂洽（淳福5年・崇康6年）を附録する

第17卷

世宗毅皇帝（在位27年，年号は2つ）

嘉泰（合計5年） 光興（合計22年）

莫茂洽（崇康6年・延成7年・端泰2年・興治3年・洪寧2年）を附録する

第18卷

敬宗惠皇帝（在位19年，年号は2つ）

慎德（合計1年） 弘定（合計18年）

神宗淵皇帝の上（在位25年，皇太子に譲位した。年号は3つ）

永祚（合計10年） 徳隆（合計7年）

陽和（合計8年）

真宗順皇帝（在位7年，年号は1つ）

福泰（合計7年）

神宗淵皇帝の下（帝位に復帰すること17年，年号は4つ）

慶徳（合計5年） 盛徳（合計6年）

永寿（合計5年） 萬慶（合計1年）

第19卷

玄宗穆皇帝（在位9年，年号は1つ）

景治（合計9年）

嘉宗美皇帝（在位4年，年号は2つ）

陽徳（合計3年） 徳元（合計1年）

黎朝は永遠に⑰

【注4】

①一百四十… 陳本・正和本は一百四十四年につくる。孫本は一百四十年に誤る。癸卯から丙寅までだとすれば、一百四十四年で計算が合う。

②丁未 陳本・正和本は丁未につくる。孫本は辛未に誤る。

③十二年 正和本では「二年」の部分欠けており、陳本は他本によって補い十二年とする。孫本はなんら注を附すことなく、十二年とする。

④己卯 陳本・正和本は己卯につくる。孫本は乙卯に誤る。

⑤太宗皇帝 陳本・正和本は太宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。

⑥聖宗皇帝 陳本・正和本は聖宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。

⑦仁宗皇帝 陳本・正和本は仁宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。

⑧英宗皇帝 陳本・正和本は英宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。

- ⑨明宗皇帝 陳本・正和本は明宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑩憲宗皇帝 陳本・正和本は憲宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑪裕宗皇帝 陳本・正和本は裕宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑫藝宗皇帝 陳本・正和本は藝宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑬睿宗皇帝 陳本・正和本は睿宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑭順宗皇帝 陳本・正和本は順宗皇帝につくる。孫本が皇帝の二字を欠くのは誤りである。
- ⑮凡六 正和本では「凡六」の部分が欠けており、陳本は他本によって補う。孫本は何ら注を附すことなく、凡六とする。
- ⑯永定一年 陳本・正和本は永定一年とする。孫本が永定の二字を欠くのは誤りである。
- ⑰皇黎朝… 陳本・正和本は皇黎朝萬萬世につくる。孫本がこの皇黎朝萬萬世を欠くのは誤りである。

※これはJSPS 科研費・基盤研究（C）「ベトナム漢文学の研究」課題番号：JP21K00468
の助成を受けたものである。